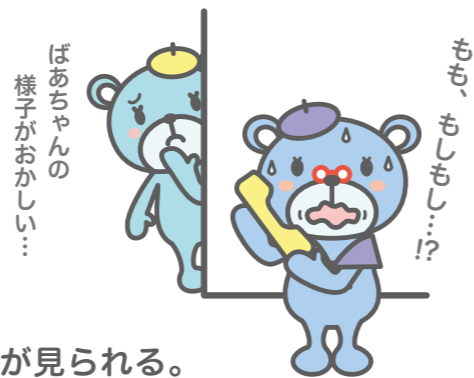


家族や地域で守ろう高齢者

こんな変化に要注意！！

- 1 見慣れない人物が出入りしている。
- 2 たくさんの郵便物や荷物が届いている。
- 3 短期間のうちに品物や空き箱が増えた。
- 4 不自然な修理・リフォームがしてある。
- 5 突然の電話におびえている。
- 6 急に節約を始めるなど、お金に困っている様子が見られる。
- 7 投資などに興味を持ち始めた。



高齢者の中には、だまされていることに気付かない人や、被害にあっても「自分が悪かったから」と相談しない人がいます。高齢者の消費者トラブルを防止するには、家族や地域の身近な皆さんの日常の見守りが重要です。

その契約、取り消せるかも??

いったん契約してしまっても、法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ」制度や、不適切な勧誘行為があった場合に契約を取り消すことができる法律があります。すべての契約に適用できるわけではありませんが、「騙された自分が悪い」と泣き寝入りするのは禁物。

できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう！



高知県立消費生活センター TEL:088-824-0999

相談時間/日～金曜日 9:00～16:45 (土曜・祝日・年末年始除く)
〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地 男女共同参画センター「ソーレ」2階
FAX:088-822-5619
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

高知県立消費生活センター

消費生活センターでは、買い物・契約のトラブル、製品事故や多重債務等、消費生活全般についてご相談をお受けします。ご相談の前にメモや関係資料をお手元に！

○買い物(契約)した日時、場所 ○業者名 ○商品名 ○契約書などの資料

ひとりで
決めない！
悩まない！！

困った時は
すぐ相談！



シルバー向け

くまっただあちゃんと学ぼう！

高知県立消費生活センター

消費者トラブル

学ぼう！ 消費者トラブル

県内事例 ① 午後5時頃、自宅に男性2人が「いらぬ布団はないか」と訪ねて来た。世間話をしているうちに、「見るだけでいいから」と言いながら布団を持って強引に家に上がり込んで来た。長時間購入を勧められ、早く帰ってもらいたくて20万円の羽毛布団を購入してしまった。

対処法

- 家に入れると断りづらくなるので、**インターホンやドア越しに対応する。**
- 勧誘されても、**その場で契約しないで、家族や知人にまず相談。**
- 帰ってほしいと言ったのに帰ってもらえずにしまったこい勧誘を受けて仕方なく契約してしまった場合には、その契約を取り消すことができる。



県内事例 ② エコキュートの点検に来たと言うので、設置した会社だと思い点検を承諾。実際は別会社で、浴室のリフォームを勧められ、210万円で契約した。後で近所の大工に聞いたら高いと言われた。

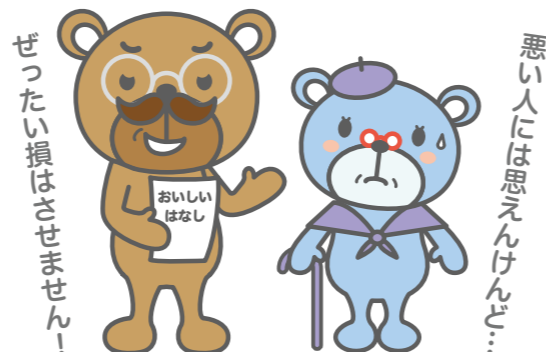
対処法

- 不安をあおられたり、契約を急かされたりしても、**その場で契約せず**、本当に必要かどうか、信頼できる業者に改めて見てもらう。
(類似事例：シロアリ駆除、布団、火災警報器、浄水器の販売など)

県内事例 ③ 健康食品の業者から「無料のサンプルを試してほしい」と電話で勧誘された。試しに飲んでみたが、効果が感じられなかった。業者から「この商品を1年飲めば、体内の毒素が取り除ける。別の人で良くなった事例がある。半年分購入すれば、今なら値引きする」と言われ契約した。付属のサンプル品を1袋飲んでみたが、やはり効果は感じられない。

対処法

- 健康食品の効果には個人差があるので、**業者のセールストークや広告の体験談を鵜呑みにしない。**
- 健康食品は「〇〇に効く」などの効果・効果を謳ってはいけなないので、そのような広告には注意する。

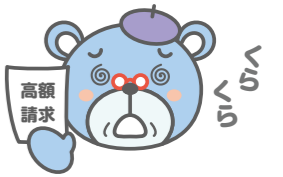


気をつけよう！ 特殊詐欺

架空請求 代金未払い？ そんな覚えはないけれど……

メールやハガキで、過去に利用したサービスなどで未払いがあったと勘違いさせて、お金をだまし取る手口。「裁判」「訴訟」「差押え」など法律用語を使った文章で不安をあおる。

対処法 利用した覚えがなければ、**支払わずに無視する**。相手（業者）には**決して連絡しない**。



還付金詐欺 「医療費の還付」ってそれ本当？

市役所や銀行の職員を名乗り「医療費の還付がある」と近くのATM（現金自動預払機）まで誘導。電話で指示しながら操作させ、犯人が用意した口座に現金を振り込ませる手口。

対処法 公的機関や銀行の職員が医療費を還付するために電話をすることは**ない**。**自分で機械を操作してお金が返ってくることはない**。



買え買え詐欺 その儲け話、うま過ぎない？

電話や封書で、実体のない会社の「社債」や「未公開株」の購入を勧誘。「限られた人しか買えない」「代わりに購入してくれれば、倍の値段で買い取る」などと現金をだましとる手口。

対処法 「必ず儲かる」「高値で買い取る」といったうまい話は、まず詐欺を疑う。話すだけならと思っても、話すうちに個人情報を聞き出されることがあるので、**電話はすぐに切る**。

悪質業者から身を守るための5カ条

- 1 おいしい話は、まず疑う。
- 2 知らない業者は、家の中に上げない。
- 3 「いりません」は、はっきりと。
- 4 個人情報、教えない。
- 5 即決しない。契約前に身近な人にまず相談！

トラブルのきっかけは一本の電話！？



特殊詐欺や悪質商法の被害に遭うきっかけの多くは電話です。

電話は相手が見えません。「公的機関」や「大手企業」を名乗っても、それが本当かどうかはわかりません。また、相手は電話勧誘のプロです。長く話を聞いてしまうと切りづらくなり、場合によっては個人情報を聞き出されたりします。電話は留守番電話にしておき、必要な電話にだけ出るようにしましょう。もし、不審な電話がかかってきた時には、「お断りします」ときっぱり言って、**すぐに電話を切りましょう**。